

# 令和5年度宮古市奨学生募集要項

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変された方についても申請いただけます。

## 1 応募資格

次のすべてに該当すること。

- (1) 保護者が市内に住所を有していること。
- (2) 本人が心身ともに健康で、学業成績が優秀であること。
- (3) 本人が学資の支弁が困難であると認められること。
- (4) 本人が高等学校又は大学、高等専門学校、専修学校の専門課程に在学していること。

## 2 奨学金の貸付金額

区分ごとに定める金額(入学一時金、大学等の月額は一万円単位で選択できます)

学校種別	定員	月額	入学一時金
高校	5名程度	2万円 (一律)	10万円以内(1万円単位で選択)
大学等	18名程度	8万円以内(1万円単位で選択)	30万円以内(1万円単位で選択)
大学等(特別奨学生)	2名程度	16万円以内(1万円単位で選択)	30万円以内(1万円単位で選択)

3 貸付期間 令和5年4月から正規の修業年限の範囲内(希望する期間を選択できます)

4 応募方法 申込期間内に、以下の書類を提出ください。

5 申込期間 令和5年4月3日(月)から随時受付

## 6 提出書類

- (1) 奨学金貸付申請書(本人自署)
- (2) 収支計画書(収入内訳・支出内訳)
- (3) 借入・返還のシミュレーション
- (4) 推薦調書(出身校が作成するもの、必ず別紙様式により提出ください)
- (5) 在学証明書(入学した高校、大学等が発行するもの)
- (6) 世帯全員の収入証明書類(源泉徴収票写し・確定申告書確定申告書第一表・第二表所得得証明書等)

※収入証明書類は、無収入・年金収入のみの方の分も提出ください。

※奨学金貸付金額は、本人と保護者で借入・返還シミュレーション結果を確認したうえで決定ください。

- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響によって世帯の収入が減少したことにより申請する場合は、収入の減少が確認できる書類(離職票、減少前後の給与明細書等)も提出ください。

## 7 特別奨学生として申請する場合

対象 大学等学生のうち、授業料等が他の大学等と比較して高額であると市長が認める方  
提出書類 特別奨学生として申請する方は、上記書類に合わせて次の書類も提出ください。

- (1) 小論文 ( A4縦型、縦書き、20×20字、1,200字以上1,600字以内  
1行目を表題、2行目を氏名、3行目以降を本文とすること。  
表題及び本文は「出身校での取組、在学での目標、卒業後の進路設計、奨学金の必要性」等について自由に書くこと。 )

- (2) 授業料・入学費用等が確認できる書類

面接 申請後、市で指定する日に面接を行います。

**書類審査** 選考の際は、成績・世帯所得についても、一定の基準により審査します。

## 8 申請先

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 TEL 0193-68-9116

**9 貸付の決定** 奨学金の貸付けは、奨学生選考委員会の推薦により市長が決定して、結果を申請者に通知します。

## 10 連帯保証人

奨学金の貸付けを受けようとする方は、連帯保証人を2人（父母等の親権者1人、市内に住所を有し独立して生計を営む成年者1人）立てなければなりませんので、連帯保証人を決めたくて申請ください。

- ・連帯保証人となる方は、借受者となる方に奨学金の返還を履行させる義務を負い、奨学金の借用に係る一切の債務の支払いについて、連帯して返還の責任を負います。
- ・借受者となった方が、奨学金貸付終了後に返還をしない場合などは、市から返還の請求を受けることがあります。

## 11 決定後 誓約書の提出

奨学金の貸付けの決定を受けた方は、連帯保証人2人と連署のうえ市で定める期間内に誓約書を提出しなければなりません。

### （1）借受者本人の誓約内容

- ① 宮古市奨学資金貸付条例及び同条例施行規則を堅く守ること。
- ② 学業に励み、借受者としての責任を果たすこと。

### （2）連帯保証人2人の誓約内容

- ① 借受者としての責任を果たさせること。
- ② 奨学金の返還その他の義務について履行させること。
- ③ 奨学金の借用に係る一切の債務の支払いについて連帯して責任を負うこと。

## 12 重複貸付

### （1）他団体の奨学金が貸付型の場合

- ・宮古市奨学金の貸付けを受ける方は、原則他団体の奨学金の貸付けを受けることができませんが、他団体の奨学金の貸付けを受けている方で、新型コロナウイルス感染症の影響により奨学金の額に不足が生じた場合は、他団体の奨学金と宮古奨学金の合計が各区分で定める貸付額程度となる額まで貸付けが可能です。

他団体の奨学金制度が重複貸付けを認めていない場合もあります。

（例）大学等に在学し、他団体の奨学金3万円の貸付けを受けている場合

宮古市奨学金は5万円まで貸付可能（宮古市と他団体の奨学金の合計が8万円）

- ・他団体の奨学金の貸付けを受けている場合でも、宮古市奨学金の貸付けが決定した場合に他団体の奨学金を取りやめることにより、宮古市奨学金の貸付けを受けることができます。

その場合は、他団体の奨学金の返還が卒業前に開始される場合もありますので、ご注意ください。

（例）大学等に在学し、他団体3万円の貸付けを受けている場合

宮古市奨学金を8万円で申請して、宮古市奨学金が決定された場合に他団体の奨学金を取りやめ、宮古市奨学金の貸付けを受ける。

### （2）他団体の奨学金が給付型の場合

他団体の奨学金が給付型の場合は、宮古市奨学金制度による併用の制限はありません。  
他団体の奨学金制度により制限がある場合があります。

### 13 貸付中の手続き

奨学金の貸付けを受けている期間中は、毎年4月に前年の学業成績表の提出が必要となります。  
本人、保証人等に異動等があった場合は、異動の届出が必要となります。

### 14 返還期限

奨学金の貸付けを受けた方は、貸付期間満了後、以下期間内に返還が必要となります。

学校種別	区分	在学・返還年数		
		高校	在学	3年
	返還	8年以内		
大学等	在学	2年	3・4年	5年以上
	返還	10年以内	18年以内	26年以内
高校+大学等	在学	6年未満	6・7年	8年以上
	返還	13年以内	21年以内	29年以内
特別奨学生	在学	2年	3・4年	5年以上
	返還	18年以内	34年以内	45年以内
高校+特別奨学生	在学	6年未満	6・7年	8年以上
	返還	22年以内	37年以内	50年以内